

公益財団法人高知県観光コンベンション協会賛助会員規程

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

【お問い合わせ先】

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 総務物産部

〒780-0056

高知県高知市北本町2丁目10番10号

TEL : 088-823-1434

FAX : 088-873-6181

公益財団法人高知県観光コンベンション協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会定款第9章の規定に基づき、公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の賛助会員に関して、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会を希望する個人又は団体（以下「団体等」という。）は、別紙様式1「入会申込書」その他の必要な書類により、会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の申し込みを受理したときは、入会の承認について公益財団法人高知県観光コンベンション協会賛助会員入会審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めるものとする。

3 審査会は、第1項の規定に基づき入会の申し込みのあった団体等について、次の各号に定める基準により審査を行い、会長に意見を提出するものとする。

- (1) 協会の目的に賛同し、これを援助する意思を有する団体等であること
 - (2) 会員と協調して協会活動に参加する意思を有する団体等であること
 - (3) 営業許可が必要な施設については許可を受けている団体等であること
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等反社会的団体に属していない団体等であること
 - (5) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）でないこと
 - (6) 法令等に反する行為を行っている団体等でないこと
- 4 会長は、前項の審査会の意見を踏まえて、入会承認の判断を行う。
- 5 会長は、前項に基づき入会を承認したときは、理事会及び評議員会に報告するものとする。
- 6 審査会の設置及び運営に関する事項については、会長が別に定める。

(特典)

第3条 賛助会員は、協会が主催する各種会合、イベント等への参加及び協会の発行する情報紙等の配布を受けることができる。

(会費)

第4条 賛助会費は、年間1口以上（1口1万円）とし、賛助会員は、毎年、協会の請求により会費を納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後、協会の請求により速やかに納入するものとする。

(会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における会費の合計の50%以上を当該年度の公益目的事業に充当するものとする。

(会費の減免)

第6条 賛助会員から、止むを得ない理由をもって「会費の免除」の届出があった場合、理事会の承認を得て、2年間を限度に会費を免除することができる。

2 前項にかかわらず、大規模災害や感染症の蔓延等の緊急事態により、会費の減免について緊急避難的な措置をとる必要が生じた場合、理事会の承認を得て、会長がこれを決定する。

(会員の資格喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 賛助会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(退会及び変更)

第9条 賛助会員は、別紙様式2「退会届」を提出することによって退会することができる。

2 賛助会員は、賛助会員として登録されている内容に変更があったときは、別紙様式3「変更届」により届出なければならない。

(会費の不返還)

第10条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年3月29日一部改正、公益財団法人の設立の登記の日から適用。
- 3 令和2年7月27日一部改正、令和2年7月27日から施行。

4 令和3年3月29日一部改正、令和3年4月1日から施行。

[様式第1号]

業 種 会員番号

--	--

公益財団法人高知県観光コンベンション協会入会申込書

公益財団法人高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

公益財団法人高知県観光コンベンション協会の趣旨に賛同し、下記のとおり賛助会員として加入を申し込みます。

令和 年 月 日

記

申し込み口数 (1口1万円)	()口 ()万円
-------------------	------------

ふりがな 団体・企業名			
ふりがな 施設・店舗名			
代 表 者	(役職)	ふりがな (氏名)	印
所 在 地	〒 -		
担 当 者	部署名	氏 名	
	TEL	FAX	
	E-Mail		
事務連絡先	文書のお届け先が上記と異なる場合に、ご記入ください。		

主な事業内容

※パンフレット等があれば添付してください。
※営業許可が必要な業種については「営業許可書」等のコピーを添付してください。

入会の動機や観光振興に向けてご協力をいただける分野等、可能な範囲でご記入ください。

添付書類 営業許可書の写し(営業許可が必要な事業を営む場合)
 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し

誓約書

私（甲）は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会の賛助会員として入会するにあたり、下記の事項について厳守することを誓約します。

記

- 1 私（当社または当社の役員等）は、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
 - （1）高知県暴力排除条例（平成22年度高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等
 - （2）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （3）公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行うなど、社会通念上不適切と認められる者
- 2 暴力団との関係等を調査するため、入会申込書、本誓約書、役員等名簿が関係機関に提出されることに同意します。
- 3 暴力団にみかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、金品等を渡したり、暴力団にとって利益となる行為を一切しません。
- 4 暴力団員及び暴力団関係者を従業員等として一切使いません。
- 5 上記各事項に偽りがあった場合は、入会拒否または除名され、そのことにより当方が不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

令和 年 月 日

公益財団法人高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

（甲） 団体・企業名
代表者 氏名 ①
生年月日 年 月 日生
自宅住所
電話番号

役員等名簿

所在地 _____

団体・企業名 _____

代表者 _____ ㊟

令和 年 月 日現在の役員等

役職	ふりがな	性別	生年月日	住所
	氏名			

注1 法人にあっては登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。支配人をおく場合は、支配人も記入してください。支店又は営業所で申し込む場合は、支店長又は営業所長を記入してください。その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する代表者、理事等を記入してください。

2 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。

3 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。

4 この役員等名簿は、役員等が暴力団員又は暴力団関係者であるか否かを確認するためののみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

[様式第2号]

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 賛助会員 退会届

公益財団法人高知県観光コンベンション協会
会長 井上 浩之 様

公益財団法人高知県観光コンベンション協会の賛助会員を、下記理由のため、退会いたします。

令和 年 月 日

記

団体・企業名： _____ (施設・店舗名： _____)

代 表 者： 役職名 _____ 氏 名 _____ ⑩

所 在 地： _____ 〒 _____

担 当 者： 部署名 _____ 氏 名 _____

TEL _____ FAX _____

